

固定資産諸台帳の縦覧制度について

縦覧制度とは、ご自分の資産の今年度の評価額が、適正かどうかを判断していただくために設けられています。

「土地価格等縦覧簿」には、土地の所在・地番・地目・地積及び価格を、「家屋価格等縦覧簿」には、家屋の所在・家屋番号・種類・構造・建築年・床面積及び価格を記載しています。国東市では、パソコン画面で確認する方式を採用しています。

縦覧期間中に限り、ご自分の名寄帳を無料で取得できます。(期間外は300円で取得できます)

【縦覧できる人】 納税者本人・代理人 (委任状が必要です)

【縦覧場所】 市役所税務課・各総合支所地域総務課

【縦覧期間】 4月1日(金)～5月31日(火) ※土・日・祝日除く

【縦覧に必要なもの】 印鑑・身分証明書

※名義人(ご本人)以外の方が窓口に来られる場合は、別にご持参いただく書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

平成28年度の軽自動車税「減免」のお知らせ

身体(精神)に障がいがある方が所有する軽自動車の税金は、一定の要件を満たす場合、申請により減免することができます。

【申請期間】 4月1日(金)～5月31日(火)まで ※この期間以外での受付はできません。

減免を受けることができる自動車は、障がい者一人につき1台のみです。

※普通自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。

昨年度、減免を受けた方も毎年度申請が必要です。申請には次の書類等が必要です。

◎申請書・通院等の証明書(市役所税務課・各総合支所地域総務課の窓口を設置)／◎身体障害者等の手帳／◎自動車検査証／◎運転免許証／◎印鑑／◎マイナンバー(個人番号)カード・委任状等

※障がいの等級などによっては、減免の対象とならない場合もあります。

標識(ナンバー)のない農耕作業用などの小型特殊自動車は申告が必要です

小型特殊自動車には、標識(ナンバー)の取付と表示が義務づけられています。毎年4月1日の現状により、その所有者に標識を基に軽自動車税が課せられます。申告もれのないようご注意ください。小型特殊自動車の標識は、国東市役所の税務課または各総合支所の地域総務課の窓口で交付しています。

■ **標識(ナンバー)が必要な小型特殊自動車【国東市が標識を交付する車両】**

【農耕作業用※乗用の車両】 トラクター、コンバイン、田植え機、薬剤の散布車(スプレーヤー) など

【その他※小型の車両】 フォークリフト、ショベル(ホイール)ローダ、タイヤローラなど

※その他の小型の車両の基準：長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下、最高速度15km/h以下。この全ての要件の範囲内であれば小型です。範囲外であれば大型です。

問合せ先：税務課 ☎0978-72-5156

車のナンバープレートは見やすく表示しましょう!



平成28年4月1日から、車のナンバープレートの明確な表示基準が決められました。ナンバープレートにカバーを取り付けたり、シールなどを貼り付けたりすることや、回転させたり折り返したりするなどして取り付けることは、法律で禁止されています。

問合せ先：九州運輸局 大分運輸支局 登録部門 ☎097-558-2235

市税等の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください

国東市では、納付のために金融機関等へ出かける必要がなく、「つい、うっかり」の納め忘れを防ぐ安心で便利な口座振替を推進しています。

■ **口座振替の手続き(下記の金融機関の窓口で備え付けの申込書を提出してください)**

国東市役所へ下記の金融機関から毎月月末までに、審査が終了した受付済の申込書が届いた場合、その翌月から口座振替を開始します。なお、金融機関での審査には時間を要します。手続きは余裕をもって行ってください。平成28年度の振替日は下記の納期限一覧のとおりです。

◎固定資産税の全期または①期と軽自動車税を口座振替する場合は、4月末までに市役所へ金融機関から申込書が届くよう、お早めに手続きをお願いします。手続きには①通帳②届出印③最近の納税通知書等を持参してください。

※次の金融機関で口座振替をご利用いただけます。大分銀行／豊和銀行／大分県信用組合／九州労働金庫／大分県農業協同組合／大分県漁業協同組合／ゆうちょ銀行(全国でご利用いただけます)

■ **軽自動車税を口座振替された方へ**

平成28年度の軽自動車税は、納期限の5月31日(火)に口座振替を行います。納税証明書(継続検査用)は、口座振替の処理後、6月中旬に送付します。

※平成28年5月末から6月中旬にかけて自動車検査(車検)の有効期間が満了する方は、前年度の納税証明書をご利用のうえ、その有効期限である平成28年5月30日(月)までに車検を受けてくださるようお願いいたします。

平成28年度の納期限一覧

平成28年度 市税・社会保険料(国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料) 納期限等一覧表

科目	徴収月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	納期限	5月31日 (火)	6月30日 (木)	8月1日 (月)	8月31日 (水)	9月30日 (金)	10月31日 (月)	11月30日 (水)	12月26日 (月)	1月31日 (火)	2月28日 (火)	3月31日 (金)
個人市県民税 (普通徴収)			①期 全期		②期		③期			④期		
固定資産税		①期 全期				②期			③期		④期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	⑨期
介護保険料 (普通徴収)			①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	⑨期	⑩期
後期高齢者医療 保険料 (普通徴収)				①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	

※口座振替日は各月の月末(納期限)です。月末が土・日・祝日の場合は翌営業日(翌月の月初め)となります。12月は26日(月)が納期限です。記帳等により定期的に指定口座の残高等について確認をお願いします(残高不足のときは振替できません)。

◎市税等は必ず納期限内におさめましょう。納期限内であれば、全国のコンビニエンスストアでも納付できます。コンビニでは土・日・祝日や夜間でも24時間納付ができます(手数料は無料です)。